

組合員 各位

日上市多賀農業協同組合
代表理事組合長 高橋 秀明

理事の構成要件に関するご案内

農協法の一部が平成28年4月1日に改正され、理事の構成について新たな要件(以下「新要件」)が追加され、理事の過半数は、原則として「認定農業者」又は「農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有するもの(以下「実践的能力者」)」でなければならないとされました。

新要件は、農業所得増大に向け、認定農業者だけではなく担い手の意向を踏まえ、戦略的な事業運営を展開するため、JAの自主性・地域実態を尊重しつつ、多様な理事の登用によるガバナンス強化を図るためのものであり、平成31年4月1日以降に最初に召集される総会が終了する時より適用されます。

このことを踏まえ、当JAの理事の構成については、次の要件に沿って行っております。

《理事の定数》

組合の地区内に認定農業者が少ない(正組合員の認定農業者数が理事定数の10倍を下回る)ため、施行規則第76条の2第1項第2号(特例②)を準用し、理事の過半数を「認定農業者」、「認定農業者に準ずる者」、「実践的能力者」としました。

<認定農業者とは>

市町村が定める一定程度の農業所得や規模を満たす、もしくは目指す者で市町村の認定を受けた農業者をいいます。

<認定農業者に準ずる者とは>

- イ. 認定農業者である法人の重要使用人
- ロ. 認定農業者OB
- ハ. 認定農業者の親族
- ニ. 認定就農者
- ホ. 集落営農の役員
- ヘ. 国・地方公共団体の計画に位置づけられた中心的農業者とその親族
- ト. 指導農業士
- チ. 基本構想水準到達者とその親族
- リ. 生産部会の代表

<実践的能力者とは>

総合的な監督指針では、実践的能力者については、事業経営の方向性を踏まえて、JAが判断するとしており、当JAとして、経営者としての適任性を前提として、下記のいずれかの基準を満たす者を実践的能力者として位置づけます。

- ① JAまたは、中央会・連合会の役員・管理職としての経験を有する者
- ② 当JAが行っている事業と同種の事業を行っている他法人等の役員・管理職としての経験を有する者で、JAが行っている事業に関してその能力を活かすことができると考えられる者
- ③ 法人を経営した経験や、一定の地位でマネジメント(総務や管理・企画等)に携わった経験があり、または法人経営にかかる国家資格(公認会計士、税理士、中小企業診断士等)を有しているなど、JA経営を行うにあたり、その能力を活かすことができると考えられる者

※参考

当JAの正組合員数と認定農業者数

平成31年1月31日現在

正組合員数	認定農業者数
899	1